

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の改正等について（諮問）

労働基準局 労災管理課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の改正等について

(1) 施行期日政令の制定

- 暫定任意適用事業の廃止の施行期日については、改正法附則第1条第2号において「公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日」とされているところ、円滑な施行に必要な期間を設ける観点から、令和13年4月1日と政令で定める（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令）。

(2) ①関係政令の改正の趣旨

- 改正法の施行に伴い、暫定任意適用事業に係る関係政令の改正等を行うため、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令を制定するもの。

(2) ②改正の概要（小規模の農林水産事業に対する暫定任意適用事業としての取扱いの廃止について）

- 改正法により、関係法律の暫定任意適用事業に係る規定が削除されたことを踏まえ、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第47号）等において、暫定任意適用事業に係る規定の削除等の整備を行う。
- その他所要の改正を行う。

(2) ③施行期日

令和13年4月1日